

## 三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療、介護をはじめとした認知症高齢者を支える関係者、地域資源のさらなる連携を図り、認知症にやさしいまち三鷹を実現するため、医療関係者及び介護サービス事業者等を構成員とした認知症施策や取組を検討する場として、三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施する認知症施策に係る具体的な施策に関すること。
- (2) 市が実施する認知症事業の円滑な実施及び普及等に関すること。
- (3) 市が実施する認知症初期集中支援推進事業の検証に関すること。
- (4) その他認知症施策推進について必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で構成する。

- (1) 医療に係る関係団体等の構成員
- (2) 介護保険に係る関係団体等の構成員
- (3) 社会福祉に係る関係団体等の構成員
- (4) 地域包括支援センターの職員
- (5) 認知症にやさしいまち三鷹推進会議に属する者
- (6) 官公庁及び関係団体等の構成員
- (7) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議には、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集する。

2 ネットワーク会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、  
また、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定  
める。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。